

## コンクリート技士試験の受験料等に関する内規

昭和 56 年 7 月 1 日 制定  
昭和 57 年 4 月 27 日 改正  
昭和 58 年 4 月 26 日 改正  
昭和 60 年 4 月 18 日 改正  
昭和 62 年 4 月 20 日 改正  
平成 1 年 4 月 25 日 改正  
平成 3 年 12 月 20 日 改正  
平成 23 年 4 月 1 日 改正  
平成 25 年 12 月 26 日 改正

(目 的)

第1条 コンクリート技士・同主任技士の受験料およびその他の手数料の金額については、この内規の定めるところによる。

(受験願書類)

第2条 受験願書類は、一式 1,000 円（郵送料込、消費税込）とする。

(受験料)

第3条 受験料は、次のとおりとする。

- |    |            |      |                    |
|----|------------|------|--------------------|
| 1. | コンクリート技士   | 筆記試験 | 8,640 円（消費税込）とする。  |
| 2. | コンクリート主任技士 | 筆記試験 | 10,800 円（消費税込）とする。 |

(所管と改廃)

第4条 この内規は、総務財務委員会が所管し、その改廃は理事会が決定する。

付 則

1. この内規は、昭和 56 年 7 月 1 日より実施する。
2. この内規の改正は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。